

平成24年第1回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成24年3月 1日

閉 会 平成24年3月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（3月7日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税 務 課 長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	越 田 茂 弘 君
健 康 福 祉 課 長	濱 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 亮 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長

川 崎 清 春 君

議 会 事 務 局 主 幹

中 川 孝 治 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

6 番

青 木 倉 元 君

7 番

山 舘 清 剛 君

議事日程（第2号）

第 1 一般質問 4番 坂本 豊 議員

第 2 一般質問 2番 藤田修一 議員

第 3 一般質問 1番 久慈修一 議員

第 4 一般質問 3番 森 弘美 議員

午前9時42分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 坂本 豊議員

○議長（木村 修君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は4名です。通告順に一般質問を行います。

4番坂本 豊君の質問を許します。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

まず最初に、放射線副読本について質問をいたします。

昨年10月14日に文科省が発表した放射線の副読本は安全神話を強調した「わくわく原子カランド」、そして中学生向けの「チャレンジ！原子カワールド」を編集した日本原子力文化振興財団という原子力村の団体が作成したものです。目的ははっきりしていません。電力会社や政府が原子力発電所の重大事故の責任をとらず、これらも原子力発電所の推進を押しつけるために子どもたちに新たな放射線の安全神話を植えつけるためです。このような一方的な電力会社から多額の資金を受けている御用学者の書いたものでありますが、現に、さきのわくわく原子カランドの副読本には、津波が来ても原子力発電所は大丈夫、そういうふうに書かれていました。原発事故後に批判が集中し、その使用をやめています。性懲りもなく、また今度の副読本には、「100ミリシーベルトの多少の放射線を浴びてもがんになる証拠はありません」などと書かれている始末です。この危険な新たな安全神話をつくり出す本の使用はやめるべきだと考えております。

原発のことは、本文では一回も出てきません。事故のときに身を守るにはどうしたらよいかという記述ではこのように書かれています。「放射性物質を利用している施設の事故」というふうに書かれているわけで、これは置きかえると原発のことです。このように、原発という言葉すら使われないわけです。放射線物質は昔から地球上にあるから心配がないということを言いたいわけです。しかし、地球上にない放射性物質がたくさん原発からつくり出されていることは一言も書かれていません。ヨウ素131などは自然界にありません。この副読本を作成させたのは文科省ですが、原発事故の後にスピーディーなデータをすぐに公表しないで多くの無用な被ばく者を出したのも文科省で

す。私はこれには因果関係があると考えております。原発事故で放射能がどのように拡散をしていくのか。その放射性物質に汚染された場合はどのような危険があるのか。食物や呼吸などで体内に放射性物質が取り込まれた場合の影響はどのようになるのか。原発事故でスピーディーな情報が公開されなかったために無用な被ばく者を出したと先ほど言いましたが、このような情報はなぜ出さなかったのか。このような、国民、住民に対して放射線の危険性を教えることが大事なのに、この副読本はすべてが放射性物質は自然界に昔からあるので危険なものではないということを強調しています。そして、原発事故のことも一言も触れていない、全くを原発を擁護し推進している国の方針そのまま語られているだけで、読むに値しないものであります。客観的に危険なものをそうでないかのように装うことは許されません。副読本の教材を使用した授業について、教育委員会はどのように考えているのか、まず答弁を求めたいと思います。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（八戸良幸君） お答えをいたします。

文科省から放射線についての副読本が配布されるというような通知をいただきましたけれども、まだ原本そのものがまだ手元に届いていないわけで、我々はそれは見る事ができないわけですが、文科省のホームページを開いてみますとそうふうに掲載をされております。その中を見てみますと、小学生用には「放射線について考えてみよう」、中学生用には「知ることから始めよう、放射線のいろいろ」というような題目で構成をされております。そして、その中身でございますけれども、まず初めにという文章の中に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9）によって東京電力福島第一原子力発電所で事故が起こり放射線を出すものが発電所の外に出てしまいました。放射線の影響を避けるため、この発電所の周りに住む方々が避難したり、東日本の一部の地域で水道水や食べ物などを飲んだり食べたりすることを一時的にとめられたことがあります。このようなことから、放射線についての疑問や不安を感じている人が多いと思い、放射線について解説、説明した副読本を作成しました。その下もありますけれども、省略をいたします。

この目次でございますけれども、小学生向けに簡単に書いているのを見てみますと、「放射線ってなんだろう」「放射線はどのように使われているのか」「放射線を出すものってなんだろう」「放射線を受けるとどうなるのか」「放射線はどうやって計るのか」「放射線から身を守るにはどうすればいいのか」というようなことが書かれており

ます。議員おっしゃるように、福島原子力発電所の事故があったということで、国民、あるいはまた子どもたちも非常に興味を持っているわけであります。この放射線の基礎的な知識、あるいはまた利点や欠点、これらについて子どもたちが感心を持って学ぶということは大事なことだというふうに思います。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私がちょっと調べたところでは、文科省は各学校及び教育委員会に一部ずつ配布されているという情報が入っているわけですが、ないということでちょっと戸惑っております。

この副読本というのは、先ほど教育長が答弁したように、文科省のホームページに掲載されていますが、裏表印刷されていないので厚みはこの半分程度になりますけれども、これは小学校、中学校、高校生、そして教師用の6部になっているのでこのような厚いものになっていますが、実際は小学生では12ページほどになっていますが、これを読んだときにも、そして中学生向けのところでも、最初に、放射線というのはすべてこういう花などにも含まれていて放射線がこのように移るといふふうにして書いていて、これは何を言いたいかということ、自然界には放射性物質が幾らでもあるんだよ、そういうことを強調したいわけですね。ですから、放射線はどちらかということ身の周りにたくさんあるから原発事故で出る放射線も余り驚くようなことではないということをお願いしたいわけですね。でも、考えてみればわかるように、自然界にある放射性物質と人工で原発などからつくられる放射性物質は全く違うということは一言も書いていない。

ご存じかどうかわかりませんが、1987年にブラジルで事故が起きました。事故というよりも事件ですね。これは、搬入した病院のがん治療の機械から出てきたスクラップ業者がわからないで取り出した放射性物質があったわけです。それは発光する非常に美しい青い粉だったということで、全くわからない業者の一人がそれを家に持ち込んでしまったために、この正体というのは1,400マイクロシーベルトのセシウム137であったということなんですが、翌日に友人や家族などに分けてしまったと、余りにも美しい物質だったので、正体がわからず。よって、その時点でもう既に4人の子どもたちが亡くなったという事故があったわけで、こういう放射性物質の危険性というのはまったくわからないと大変なことになるわけですね。でも、この副読本の中にはそういう危険性ということは余り書かれていないわけです。ですから、そういうのを教えていく、放射性物質がどのように危険なのか教えていくという観点は全く書かれていません。ですか

ら、自然界に放射性物質があるということを盛んに強調するわけですね。例えば、宇宙からの放射線が来るから飛行機に乗っているパイロットなどは一般の人よりも浴びる量が多いとか、それでも普通に暮らしているということを強調しているわけです。

そして、私たち調べてみてびっくりしたのが、カリウム40という、人間の体にとっても、生物、生き物に必要な栄養要素のこのカリウムの中の1万分の1、0.0177%のカリウム40というのが放射性物質なわけです。これは生物ができたときからある物質なので、生物の体というのはその放射性物質であるカリウムを体の中に蓄積しない、そういう構造になっているということです。ところが、先ほど述べたように、ヨウ素131という放射性物質は自然界にないために甲状腺に蓄積するというのは生物が持っている。そのために原発などで出るヨウ素131は甲状腺にすぐに蓄積されてしまうわけです。ですから、私が先ほど言ったように、放射性物質の中でも自然界にあるものと人工的につくられたものでは性質が違うということでもあります。でも、そのことはこの副読本の中には一切書かれていないでしょう、教育長。答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（八戸良幸君） 委員おっしゃるように、詳しいセシウムとか何とかということは中学生向けには多少出ていますけれども、やはりいずれにしても、放射線から身を守るには事故のときにはどうするかというようなこともこれに書かれているわけでありまして、また、放射線を上手にうまく使っている例として、がんの治療とかレントゲンとか、農業分野での利用法とかそういういい面、あるいは原子力発電所で事故が起こったときにはどういう体に被害が出るのか、身を守るにはどうしたらいいのかというようなことも子ども向け用に詳しく、単位、ミリシーベルトがどうのこうのというところまでは小学生向けには書かれていませんけれども、おおまかなところ、危険を避けるためにはどうしたらいいかというようなことは書かれているわけですし、恐らく子どもたちもこのような福島原発のあの悲惨な姿を見て、子どもは子どもなりにいろいろ考えていることもあるというふうに思います。それが、委員がおっしゃるように、放射線について学校で学んだからといって原発のように、あるいはまた、推進というふうなことには即つながらないというふうに私は思っています。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私先ほど、昨年の11月に各学校と教育委員会に1部配布されているという話をしましたが、教育長はそういうのはまだ来ていないということをおっしゃ

した。少しばかりの放射線を浴びても大丈夫と、先生にこれを教えろと言っているわけですね。100ミリシーベルトで浴びてもがんになった証拠はないというふうにはっきり書かれているわけですよ。だから、事故のときに身を守るということをいうにしても、先ほど私が言いましたよね、原発事故ということは一切書かれていないんですよ。ここの中には放射性物質を利用している施設ということに書いているわけです。普通であれば原子力発電所と言えればいいわけですよ。ですから、原発では事故は起こらないということを前提に書きたいわけですよ。教育長、言いましたよね。放射性物質は放射線を利用して医療などでもたくさん利用されている、それを強調したいわけですよ。放射線は人間にとっても必要だし、私もそう思いますけれども、そういうのを逆に強調したい。そして、事故は起こらないし、原子力発電所は安全なものだということを各箇所です。そういうふうにはっきりは書かれていなくてもわかるようになっているわけでありませう。ですから、私が聞きたいのは、この副読本の使用というのは各学校、教育委員会にゆだねられているということだと思います。そのことをまずはっきりさせて、この副読本の使用は私はやめるべきだと思いますけれども、もっとたくさんの、私だけでなくいろんな方の村民の声を聞きながら決めることが必要ではないかと思いますが、最後に、教育委員会はそのまま、国の言いなりになって使用する方針になっているのか、そして教育委員会の会議ではこのことについてどのように話をされているのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（八戸良幸君） 放射性物質を浴びてもがんにならない、100ミリシーベルト以下であればならないんだというふうなことが書いてあるというふうに議員はおっしゃいますけれども、ここに国際的な機関である国際放射線防護委員会は、一度に100ミリシーベルトまで、あるいは1年間に100ミリシーベルトまで放射線量を積算したとして受けた場合でも、線量とがんの死亡率との間に比例関係があるというふうに考えているというふうには書いていまして、1,000人に5人ぐらいはそういうがんになる可能性もあるというふうなことも書いております。ですから、いい面、悪い面、両方の、子どもたちはいろいろ勉強しながらみずからの判断で、将来原子力発電所はどうなのかということ判断できるように指導していきたいというふうに思っています。

いずれにいたしても、学校教育において子どもたちがいろんなことを学んで、そして自分の考えをしっかりとって物事を判断し、そして行動できる、そんな子どもたちに育

てていきたいというふうに思っておりますので、この放射線のことについても勉強させたいというふうに思っております。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 勉強するのは悪いわけではないんです。この副読本を使って勉強させるのは片手落ちなのでよくないということを私は言っているわけで、そこを理解していただきたいと思います。

次に、マルシェのテレビについて少し質問したいと思います。

マルシェにアナログテレビが設置されておりますけれども、これは昨年ご存じのように地デジ化されてから使えない状態になっているわけですが、このテレビは備品として役場が処分すべきだというふうに私は考えたわけです。また、役場では学校や公民館のテレビを地デジ対応にした時点で、なぜマルシェのテレビだけが置き去りにされたのか。このテレビの所有権というのは食堂経営者にあるのか、または役場にあるのか。テレビはちょっと見にくくなっていますけれども、役場所有の備品としてのラベルが張られていますけれども、これは所有権を食堂側へ譲渡したということがあるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） お答えします。

昨年4月の上旬ごろ、施設の食堂さんの方から地デジ化に伴いテレビを見ることができないので、何とかデジタル対応のテレビを設置していただけないものかというふうなことがありました。私の方で確認したところ、建設当時設置した2台のうちの1台、1台は食堂、もう1台は事務所の方にテレビがあるようでございますけれども、そのうちの1台で所有者が村であります。私どもの方も4月20日になり、もう地デジ化に迫っていたところもありますし、食堂側としてそのテレビを使っていたらいいのであればチューナーをつけてそのまま使っていただいても結構ですよというようなことを申し上げてずっとここまできたわけでありまして。もし本人の方が、いや、そのとき使わないというようなことであればうちの方で、もう大分過ぎていきますので撤去することにしたいと思います。以上です。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ちょっとすみません。聞き漏らしたのですが、地デジのチューナーを役場でつけてあげると今言ったんですか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） いや、今回のものは役場の方で財源的なものがあり、なかなか設置することができませんので、本人が自分で新しい地デジのテレビをつけていただくか、あるいはそのテレビを使って、チューナーをつければ地デジ対応できますので、それをみずから購入していただいて、食堂側さんの方でできないかということをお願いしたところなんです。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私、さきに質問した所有権がどちらにあるのかということについては答弁がされていませんよね。（「した」の声あり）したか。議長、休憩いいですか。

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

○4番（坂本 豊君） 申しわけありませんでした。所有権が村であれば、また役場でつけるというのが筋なように考えます。常識的に考えると使用している方が責任をもってやるということもまた、意見も当然だと思うわけですよね。ですから、ここははっきりしないと、所有権が役場にあるのに何で所有権のない使用者がすべてやらなければならないのかという理屈にもなってしまうわけです。食堂の本人は、名前は言えませんが、もし使えないものをこのように、大きいし、処分していただきたいというふうなことも言っているわけで、そういうことから言うと処分するにもお金がかかるわけですよね。ですから処分していただきたいという話をしていると思うわけです。ですから、その処分のことに関しては役場がやっていただけるのかどうか、再度質問したいと思いません。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 使えないのであれば、これは処分の方、撤去いたします。

○4番（坂本 豊君） わかりました。

次に、もみ殻ペレットについて質問をいたします。

農家の精米作業で、ご存じのように排出されるもみ殻を資源として有効に利用できれば立派なエコ政策にもなると私は思うわけです。もみ殻の利用は昔から燻炭などがあり

ました。現在も畜産農家の利用があります。以前はリンゴの緩衝剤としても利用されていましたが、今はそれにかわって石油製品というのが占めています。

このもみ殻がストーブなどの燃料として利用できるペレット加工の機械というのがあるわけです。しかし個人での購入には高価過ぎます。仮に役場が補助金を出して加工工場をつくり、そこへもみ殻を運搬を含めて生産ができれば、私は一つの産業になり得るのではないかと思います。現実には、工場の採算性には大きな課題もありますが、実験を含めて役場の援助ができないものかと考えておりますが、これについて答弁をお願いします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 私の方からお答えします。

今のところ、この機械等については約600万円くらいと高額でした、今のところなかなか財政的に無理ということがありまして、今のところこれについて補助金どうのこうのというふうなことにはならないというふうに考えてございます。

近年、農家の高齢化や人手不足も、もみ殻が必ずしも有効に利用されておらないところでございます。これは稲わらについても同様なことが言えるわけでありまして、2年前に県の方で稲わらの焼却防止に関する条例ができてございますので、私どもの方の健康や環境等、あるいは道路交通等に当たる影響が多いため、有線、あるいは車で無線をかけながらわら焼き防止、あるいはもみ殻の焼却防止ということで啓蒙もしているわけでございますけれども、これからもできればやはり自然の堆肥でありますので、あるいは暗渠の排水材料とか、あとは土壌改良剤、これらにやはり環境に優しい素材として幅広く使っていきたいという、そういうふうな土づくり運動もこれから普及拡大していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） ライスセンターはもみ殻堆肥ということで再利用させているわけですが、個人精米している人というのはどうしても処分をしなければならないわけですね。現実としては、水田に持って行ってばらまくか、焼却するという方法がとられているのが、これは現実です。これがいいか悪いかはわかりませんが、そうせざるを得ない状態になっています。県とかでわら焼き防止条例ができましたけれども、それに伴ってこのもみ殻の加工など再利用についての補助事業等があれば私は非常にいいのではないかと思います。何社ももみ殻を加工する機械をつくっている会社があるようで

すが、ここに広島県でつくっているもみ殻ライト製造装置という、こういうのがありますが、多分これは500万円か600万円ぐらいする、とても個人では購入できない代物ですが、これでまきのようなものをつくってストーブ、そしてハウスの暖房等に使います。そして、もみ殻を加工して畜産農家の吸収剤としても使えるし、えさとしても使えるようになるということです。とてもじゃないが、個人で買えるような代物ではなくて、重量も1.2トンほどあります。ですから、施設に設置をして、そこにもみ殻を運搬してということになると、また大がかりな設備が必要になります、この機械の処理能力を見ましたら1時間当たり120から150キロしかできないということで、年間フル稼働しても350トンほどしか処理できないということにもなって、能力的にどうなのかということもありますが、今後のもみ殻再利用ができるということになって、これを売って、またはコストがかからなければ無償で取り引きできるかもしれませんけれども、そういう産業として成り立つ、成り立たないは別として、まず最初に処理方法の一環として役場で援助できないかということ質問しているわけですが、村長、この件について何か意見があるようですので一言お願いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 大変いいことではないかと、こう思っております。ただ、一部の農家にとりか一部の団体に補助を出してやるということは、非常にこれは面倒と思います。ですから、もう少し我々の方でも勉強してみますけれども、議員の皆さんも勉強して、一つの企業的な発想の中でこれをやっていくと。もみ殻ペレット、あるいは稲わらペレット、そういう大きな一つの循環型の作業として考えていくということが恐らくこれから産業としては必要だと。今先ほど課長の方からも答弁したように、稲わらも焼かれなくなってしまったし、恐らくもみ殻も焼かれなくなってしまっているはずであります。ですから、畜産農家に必要なもの、ペレットまたは風呂

（テープNo. 1 A面からB面へ）

○村長（古川正隆君） あるいは学校とか、そういう公共施設に使うもの、あるいは家庭に使うようにするものとかと、総合的にやはり考えて、燃料費高騰、それに代替えの燃料として考えていくということは必要だったと思います。それは全国的にやっているとところがございますので、そういうふうについて我々ももうちょっと勉強させてほし

い。そして、議員の皆さん方からもそういうこと勉強していただいて、お互いに協議してどうやれば一番いいのか考えていきたいと、こう思っております。よろしくお願ひします。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） この燃料をストーブで燃やしたときに灰が出るわけです。この灰は融雪剤として使用することもできるし、再利用もできるということで燃やしても何ら環境に影響を与えることもなく非常に有効的だというふうに私は思います。石油もだんだんこれからは高くなってくると思いますので、ぜひこういう取り組みに対して役場で援助していただければと思います。

次に、漁協の車庫の補助金について質問をいたします。

これは12月補正予算で400万円の車庫建設の補助金が漁協についたわけですが、今回の補正予算でそのまま減額されています。漁協がみずから要望して補助金を求めているにもかかわらず、なぜこのような事態になったかまだ理解ができないわけですが、漁協へ取材申し込みをしたわけですが拒否をされて理由がいまだにわかりません。いろんな世間に出せないような事情があると言っておりました。役場でその理由について、まず説明をしていただきたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） お答えします。

2月8日付の文書で正式に取りやめの報告があったところであります。私どもとしては前年の11月上旬に、23年度中に車庫建設したいということを漁協さんの方に申し上げましたところ、11月15日に漁協の理事会において実施しましょうと、財源はなかなか厳しいですけれども、漁協の方も持ち出し分は出したいというふうなことで必要な手続等を進めてきたところであります。ところが、例年ですと水温の低下、ヤマセの影響等、2月の中旬ぐらいからホタテのへい死があちこち見られるというふうな状況らしいんですが、今年度については去年の12月から気温低下、大雪がずっと何年ぶりかで続いている影響で、去年の12月の中旬から村外南側地域を中心にホタテのへい死が確認されたようでございます。取り急ぎ漁業者と聞き取りを行いながら、調査の結果、ほとんど全域でへい死が確認されているというようなことから、今後も注視していくというふうな状況になっているところです。漁協としましても、今後予定していましたホタテ母貝、地まき稚貝の放流時期等の先送り、あるいは漁業者の必要とするホタテ量の確保、これが

最優先課題だというようなことで対応してきたところでありましてけれども、へい死によるホタテの水揚げ量の減、またホタテ母貝不足が起因としたホタテの採苗の不振が懸念される所でございます。今年度のホタテ養殖には一段と厳しい状況が予想されるというふうなことから、積立金の一部を取り崩して燃油運搬車庫の建築することに対して慎重な意見が随分出たようでございます。そういうことから、漁協側で負担金の工面についても大分苦慮しているというふうなことを聞いています。このような状況の中、最終的に2月3日に開催された漁協の理事会において、やむを得ず事業を中止したいというふうなことを決めたようでございます。私どもの方にはそういうお話がありましたけれども、文書でちゃんと状況を教えていただきたいというふうなことで話したところ、先ほど言いましたとおり、2月8日付で正式に取りやめというふうなことの文書をいただいたところでありまして。以上であります。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 課長が答弁したホタテのへい死が原因ということは、それは2月8日届いた文書の中に書かれていることなんですか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 私が言いましたのは、いただいた報告書といいますか、取りやめの文書の中身でございます。

○議長（木村 修君） 坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私が漁協に電話をして取材したいと、理由を聞きたいということでありましたが、とても外部に出せるような事情がなくて、会うことも、話しすることもできませんということだったわけです。今、2月8日に届いた文書の中にそういうふうな理由が書かれていれば、何ら拒否する必要がなかったわけですね。ですから、ここに大きな矛盾があるわけで、それは表向きの理由で、何か裏に別なことがあるというふうな考えざるを得ません。そのことはわからないので話をしませんけれども、今後の取り扱いについてお聞きします。

また3月中に漁協の理事会が、理事の選挙とかがある。そして新たな理事が決まった暁には、再度車庫の助成金のお願いをしてまた建てることにしたいという、そういう話も聞きました。だれが言ったのかちょっと思い出せませんが、そういう場合において、役場では再度この400万円の補助金を漁協に対して出す意向があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 私の方から。

現段階では考えてございません。

○4番（坂本 豊君） わかりました。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、4番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 2番 藤田修一議員

○議長（木村 修君） 日程第2、2番藤田修一君の質問を許します。

○2番（藤田修一君） おはようございます。

2番藤田修一でございます。きょうは3点についてお聞きいたします。

まず一つ目は、先ほど坂本 豊議員からも質問がございました漁協の車庫というか、格納庫といいますか、その建設のことについてお聞きいたします。

去る12月の議会で補正予算ということで提案されました。そして、議員提案による修正動議が出されましたが、否決となって補助金がつけられたというふうな経緯がございます。基本的には、この車庫建設というのは漁協の長年の懸案であったというふうなことを聞いております。私は、車庫の建設そのものに対しては、ああ、いいことだなと賛成の考えでございました。ただ、建設の時期とか、それからどういうふうなものをつくるのかというふうなことで、その当時は漁協といいますか、漁協の理事会で十分に話し合われた様子も聞いておりませんでしたので、非常に疑問に思っておりました。議会でもまたそのことについて十分な議論をする時間的な余裕もなかったもので、もっと時間をかけるべきだと。建てるのはいいとしても、今行われているこの3月の当初予算で補助金をつけるべきではないかというふうなことを主張しました。ただ、私の不注意から、その12月議会の最終日の前の日でしたけれども、私はけがをしました。そして、本会議に出席することができませんでした。そして、そのような考えを十分に述べる時間もなく過ごしてしまいました。全く申しわけなく遺憾でございました。ところが、今回の補正予算では一転してそのつけられた予算が減額されて提案されているわけですが、先ほどの答弁と重複すると思いますけれども、その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 燃油運搬車庫の新築工事補助金の取りやめの経過について

て、私の方からお答えします。

23年の11月15日に漁協の理事会において、村から示された車庫の件について実施していきたいというふうな議決がなされたことから、利用者の関係もありますので必要な手続を進めてきたところでもあります。ところが、今年は雪が多くて大分気温が低いということから、例年ですと2月ぐらいからホタテのへい死が一部見られるということでもありますけれども、ことしは12月の中旬ぐらいから村外南地域を中心に確認をされたところでもあります。取り急ぎ漁業者と聞き取り調査などを行い調査した結果、村外全域でホタテ貝のへい死が確認されておりました。ということで、今後注視が必要だというふうな状況になってきたところでもあります。漁協としても、今後予定していましたホタテの母貝、地まき稚貝の放流時期等を先送りするなど、漁業者が必要とするホタテ数量の確保を最優先課題として対応してまいりましたけれども、へい死によるホタテ水揚げ量の減量、またホタテ母貝等の不足を起因としたホタテ採苗不振、これらが懸念され、ことしのホタテ養殖漁業が一段と厳しい状況が予想される時代となってきたところから、積立金を取り崩して車庫建設に充てるというふうなことについて慎重な意見が多く出されたところでもあります。このような状況から、漁協負担金の工面についても大変苦しいというふうに聞いております。このような状況の中で、2月3日最終的に開催された漁協理事会においてやむを得ず事業実施を取りやめるというようなことを決議されました。私どもの方には2月4日付で文書で取りやめの文書をいただいたところでもあります。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、担当課長から理由をお聞きしましたが、私がある人から聞いた事情とはかなり相違がある。

ここに私はメモを持っていますが、このメモはある漁協の関係者からいただいたものでございます。今読み上げます。

去る12月28日です。これは理事会があった日だと思われましても、この建設の事業費が600万円、その村が3分の2、漁協が3分の1を限度として村が補助金で対応するというふうなことになったと。そして、建設委員会を漁協の中に組織してこの建設に向かうと。委員長には古川理事、副委員長には畠山理事を理事会で指名したというふうなことが書いてあります。そして、ことしの1月16日、10時から、これは建設委員会の話だと思います。建設されているその建物の間口が狭いので一間広げて、当初計画され

た4.5間のものを5.5間に変更すると。よって坪数も15.75坪から19.25坪も変更するというふうなことで全員が確認したと。そして、この会議は産業振興課長、それから黒田さんという設計士の方も、すみませんでした、坂本課長が出席して、黒田さんという設計士に設計をお願いするということに決めたと書いてあります。そして同じく1月20日、役場からは坂本課長、そのときには黒田設計士も出席して会議を行ったと。そして事業主体はあくまでも漁協であるんだということも確認したと。面積の変更で広がるので、役所とありますけれども、これは漁協事務所のことを指しているのかなと私勝手に思っているわけですが、変更をお願いしたというふうなことがあります。そして返事は、それは可能ですよと返事があったとあります。そして2月1日、その時も建設委員会を開いたというふうなことでありますが、このときは坂本課長、それからクロダ設計士は出席しなかったと。その時の会議で役場と書いていますけれども、これは坂本課長からだというふうに判断できるわけですが、面積の変更はできると言ったのはできないということになったと書いてあります。いや、坪単価が15.75坪では38万円ぐらい、それから変更後の面積19.25坪だと600万円の予算ですと約坪単価30万円と。車庫をつくるには十分のお金だというふうな、この人は思っているようでございます。結果が変更はできないということだったので中止にしたというふうなことがこのメモには書いてあります。その辺は、私が今言っていることが間違いなのか、私にはうそをついてくれたのか、坂本課長からその辺をもう一回お聞きいたします。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） 詳しく月日が入っているので、月日に沿って話させていただきます。

まず、去年12月28日、1回目の建設委員会に私呼ばれて行っています。年明けて1月16日、このときは私行っていません。同20日、このときは私呼ばれて出ています、出席しています。2月1日は出席していません。この4回ほど建設委員会をやったようでございます。漁協の理事会、あるいは建設委員会のことですので、議事録の内容等、私は把握していることではありませんけれども、私は呼ばれた中身で話させていただきます。

私は、12月28日はまず1回目ということで、先ほど言われたとおり、委員長なり副委員長とか役職を決めて1回目を終わっているようでございます。2回目の1月16日、このときに間口をどうのこうのという建設委員会の中で話が出たのでしょうか。私はそのとき出ていませんので、20日に私が呼ばれたときに、実は先日の建設委員会で間口を広め

たいということでありました。私どもの方は、ちょっと私の方で聞かれたことは、予算のものと違くなるのでちょっと目先が広がるなということで、県の方に、漁協事務所の方に広げてもいいかどうか。面積が広がると現場というか、建てればその敷地を面積変更し直して県から国へ申請書を上げなければならないので、面積を変えてもいいのかどうかというふうなことを漁協さんを通して確認したところ、いや、大丈夫だよと。変更すればそういうことができますよというようなことになったようでございます。その中で、当然間口を広げると面積が大きくなるわけですから、事業費が600万円以上ふえることが予想されます。私どもの方としては、当初の面積を議会の方に説明しており、当初の面積で事業費が幾ら幾らと、補助金何ぼというようなことを言っていますので、ふえるのであれば当然漁協サイドでふやすのが筋ですしということでお話したようです。私の方は、狭いとかというのはあったんですけども、実際ドアを開いても必要最低限の設計のようでございます。それが漁協の中では、いや、狭いと。1間も広げるようですのでどのぐらいかというのはちょっと想像できないけれども、1間広げるということは事業費もかかると。漁協さんもお金もないし、まず、ない中で捻出するのは厳しいし、村の方でも厳しいのに、漁協さんの方でまた広げるとなればまた事業費がふえるのではないかなと、私はその辺を心配しましたけれども、県の方に確認したら、いや、広げてもいいよと、広げたらふえた分は国に上げた申請書を変更して直しましょうというふうな回答をいただいております。それが1月20日です。2月1日は私呼ばれていませんので、どういう話になったかちょっとわかりませんが、私の方が広げるのをだめだと言ったということはありませんので、そこだけ……。いずれにしても、漁協サイドで議事録とかとっているんでしょうけれども、私どもが議事録にどうのこうのということを言う立場ではありませんので。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、坂本課長からお聞きしましたけれども、面積の変更はできないということは役場側では言ったつもりはないと、言っていないというふうなことがこの場ではっきりしたと、私はそう思います。このほかに何かの理由が、この方はホタテのへい死問題だとか、こういうことには一切触れていないわけですけども、何かのほかの別な理由があったのではないかというふうに思われます。当然、先ほど坂本 豊議員からもありましたように、今漁協では改選時期でもございますので、そのいろんな思惑がまたダブってこうなったのかなというふうなことでございまして、非常に残念な結

果だと。長年の懸案が今ようやく解決できようとしたときにこういう事態が起きたということは非常に残念だというふうに思われます。このことについては、もう少し我々も調査しなければならないし、改めて漁協からも聞いて、なるべく私は建ててもらいたいものだというふうに思っているわけでございます。

それはそうですけれども、一つ、次の同じ漁協の車庫建設でございますけれども、この補助金をつけるに当たっては、当然補助金の審査会というのがございますのでお話しされたというふうに聞いております。きちんとお話し、審議されたのかと。そしてまた、まさかこの会議には農協の、今ですと補助金の審査会には漁協の組合長も入っているし、農協の支店長なり組合長なり、農業関係者も入っているような事業主体になるべき人も入っているわけですが、今回はそういうことはなかったのでしょうか。きちんと審議されるような体制にあったのかお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） お答えいたします。

今回の蓬田村漁業協同組合で建設する格納庫についての補助金につきましては、蓬田村補助金等審議委員会におきまして、12月1日に会議を開きまして審議しております。その中で、漁協の組合長が出席されているのかということでありましたけれども、確か漁協の組合長はこの日は欠席されていたというふうに記憶しております。

この会議の中では、村長の諮問に基づきまして補助金の額並びに事業の内容について会議の中でいろいろ検討しまして、その結果、補助することについては異議ないということで答申してございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） この補助金の審査委員会にはどういうメンバーが出席になっているのか。それから構成メンバーですね、これは毎回違うことは考えられなくて、その任期中、2年か3年か知りませんが、同じ期間、同じようなメンバーが出席すると思いますけれども、そのメンバーを差しつかえなかったら教えていただけませんか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） メンバーは漁協の組合長であります田中孝光さん、それから蓬田村議会議長であります木村 修議長、それからあと、JA青森蓬田支店長の青木敬支店長、それから、ちょっと資料がないのではっきり言いませんけれども、たしかほか

にもメンバーが2人ほどいたというふうに記憶しております。後ほどお知らせしますのでよろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） これは質問でなく、私の考えを今後気をつけていただきたいと思うんですけども、漁協にしても農協にしても、非常に補助金をもらう機会が多い団体なわけでございます。農業共済組合もそうですけれども、補助金をやってはだめだということではありませんけれども、その構成メンバーにその利益を受ける者が委員として構成されているのは非常にうまくないことだと私は思うわけです。ですから、今後任期が切れて新たに選ぶときはそういう人たちは外して別な人を選んでもらいたいと、私はそう思うわけでありまして。そうすれば、メンバーが入っていれば当然、変な話ですけども、手心を加えるとか、感情が入るとか、そういうことがありますので、そういうことのないような審査会を厳正に行っていただきたいと、これは私の要望でございます。

次の問題に入ります。

村営住宅の建設についてでございますけれども、2月から始まった入居者募集というふうな状況は今現在はどうなっているのかということをお聞きいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 入居者募集状況ですけれども、3月1日現在で16名の方が申込書を利用してっております。なお、そのうちの5名の方が申請書を提出しております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ただいま担当課長から16名の方が申請書をもっていっていると、そして5名の方が申請中だと。たしか3月いっぱいの期間があると思っているわけですが、1カ月過ぎてそれぐらいの進展具合だというふうなことでございますが、私も申請受け付けのパンフレット見させていただきましたけれども、それにはどのぐらいの入居料になるのか。いろんな条件によってその入居料というのは違うと思っておりますけれども、全くそういう面には触れていないというふうなことです。非常に申請もしにくいのではないかなというふうに思われます。一人一人みんな違うと思っておりますけれども、大ざっぱで結構ですので、どれぐらいの額で入居できるのか、独身の方はどれぐらいで入居できるのか。それから高齢者はどれぐらいで入居できるのか、一般の方はどれぐらいで入居できるのか、その範囲をお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） いろいろ大変細かく分かれておりますので、一つ一つ説明するというのはちょっと面倒なことなんですけれども、まずは家賃の額ですけれども、一番安い方でおおむね1万4,000円でございます。そしてまた、一番高い方でおおむね3万7,300円でございます。そのほか、共益費として家賃とは別に徴収されます。ただ、今この共益費につきましては、近隣の市町村の状況等を踏まえまして今後決めていきたいなとは思っておりますけれども、推計ですが5,000円以下にはなろうかと思われま。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） あと、ことしの分は1カ月、それくらいしか残っていないわけですが、1カ月弱ですけれども、これは申込者が少ないということは非常に残念でございます。できれば抽選やるなりしなければおさまらないというふうなことを期待するわけでございますけれども、それら辺の、私はパンフレットの不備というか、はっきりしない面もあるので非常に申し込みにくいのではないかというふうなことが考えられます。その辺を修正といいますか、詳しい内容を、概算でもいいですからお知らせして、そして個々の詳しいことは役場に相談してくださいというふうなことでもう一度改めてパンフレットなりを回すなり、パンフレットというふうな立派なものではなくて役場で作った回覧みたいなものでもいいですから、そういうのを回してなるべく埋まるように努力できないものかどうか、その辺を、できるとかできないとか、もう一度ご返事を願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 議員おっしゃるとおり、やはりそのような方向で考えていきたいと思っております。また、きのうの久慈修一議員からもいろいろご指摘がございまして、今の藤田議員のご意見も参考にいたしまして、このパンフにつきましてもっとわかりやすく、あるいは今言ったような家賃の問題とかを明記して、もっと考えましてわかりやすく、また申し込みしやすいようなパンフにつくり直して募集していきたいと思っておりますので何とぞよろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） この今つくっている住宅に関しての蓬田村の条例というのはまだないわけですが、何か話に聞くところによりますと、政令で利用の料金だとか、

そういうのは大体決まっているというふうなことを聞いたわけですが、条例は改正する必要がないのか、その辺をお聞きしますとともに、もう一つ、本年度も去年と同じくらいの規模の15戸の建設が予定されております。3月末までにもし15戸以上の申込者が悪くしてなかった場合、それでも予定どおり24年度分の15世帯分の建設は行うのかということ非常に村民の方は関心を持っているようでございますので、はっきりとお答え願いたいというふうに思われます。村長でも建設課長でもどちらでもいいのでお答え願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） まず1点目の条例改正の件ですが、これは公営住宅法施行令で計算式が定められておまして、政令月収が決まれば家賃の額が決まります。条例改正は必要ございません。ただ、今回は違う面で、家賃以外のことで条例改正をお願いしているところでございます。

それから、15戸満杯にならなくても進めるのかということですが、現在の社会情勢を見ますと、やはりだれでも簡単に家を建てられるような状況にはなっていないと思っております。そういう住宅困窮者の方の一人でも多くの方に公営住宅を提供したいということでこの計画を進めてきたところでございます。建設につきましては、今まだスタートしたばかりです。いろいろとご議論もあろうかと思いますが、今回、24年度は15戸の建設は計画通り進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） ここで今課長から、15戸分というか15世帯分の建設はことしは予定どおり行うというふうなことを申しいただきました。

次の問題に入ります。

ことしは例年になく、私も生まれて物心ついてから50年以上、60年近くもたつわけですが、初めての経験するような豪雪でございました。それで、役場ではいち早く豪雪対策本部というものを立ち上げていただきまして対応したわけですが、職員の方、それから村民の協力しておられた皆さんには非常にありがたく思っております。

ところで、その人たちによって何戸ぐらいの除排雪を行うことができたのか。内容をお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） ことしの冬は1月10日に蓬田村豪雪対策本部を立ち上げまして、その1月10日から今月5日までに役場職員並びに除雪する人を雇用しまして実施した戸数が95戸でございます。これはあくまでも延べ戸数でありまして、というのは、実際に同じうちの除雪を、多い場合は6回、それから次に多いのが2回が14戸、6回行ったのが1戸、それから3回行ったのが3戸というふうになってございます。いずれにしても、今回は今までにない雪ということでこの回数になりました。したがって、予算の方も見た額が不足をするぐらい支出されております。以上でございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今総務課長から延べ95戸と。これは延べでございますのすけれども、実際には18戸ぐらいの方が除雪をやってもらったということになると思いますけれども、中には6回も除雪してもらった人がいるというふうなことでございますけれども、何か話に聞くとところによりますと、各集落といたしますか、地域の自治会長さんから何か不満が出ているようなことを聞きました。中には、その自治体で除雪隊を編成して、また別に活動しているところもあるというふうなことも聞きましたけれども、各自治会との連携といたしますか、自治会からの連絡といたしますか、その辺はどういうふうに行われていたのかお聞きします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 去る2月3日に、今月の11日に津波訓練を行います、そのための自治会長会議を開きました。そうしましたら、その会議の中で自治会長の方から要望があった項目が2点でございます。1点は、豪雪対策本部を立ち上げた際は自治会長会議を開いてほしいと。それから第2点目は、各地区から除排雪の要望があった場合、自治会の方でチームを組んで除排雪もできますのでということで話がありました。それはもちろん有料ということですが、ボランティアではなく。ということでありましたので、村長の方にその旨説明をしまして、その返事を次の週にしました。豪雪対策本部を立ち上げた際は、来年度以降、来年度からは自治会長会議を開きますということと、あと、地区から除排雪の要請があった場合は自治会の方でチームを組んだ場合、それはお願いするということで、具体的には長科自治会、郷沢自治会、それから広瀬自治会がチームを組んで実施してございます。以上でございます。

○議長（木村 修君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 非常に役場でもこの対策については苦慮されたと思いますけれど

も、せっかく行ったこの対策が苦情のあるものであれば何か心苦しく思うわけですが、そういうことのないよう万全の体制をととのえて次年度以降対応していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、2番藤田修一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。11時10分から再開いたします。それまで暫時休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し会議を再開します。

日程第3 一般質問 1番 久慈修一議員

○議長（木村 修君） 日程第3、1番久慈修一君の質問を許します。久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 1番久慈修一、一般質問をさせていただきます。

まず、通告してあります順序で行いますが、第1点は、村の産業振興方策と活性化対策について伺いたします。これは新年度予算と、それから長期総合計画の関連ということで伺いするものでございます。

村長は施政方針において、公営住宅建設により地域活性化を図るとおっしゃっておられました。確かに公営住宅建設事業が予算の中では最も大きな比重を占めておりまして、その他の目新しい事業では、新規就農業者に対する補助金事業等が計上されているものの、残りは従来の国・県の補助事業と団体に対する補助金というものが非常に多いというふうに感じております。

現在、長期総合計画が策定中というふういきのうの答弁でありました。この中で新たな活性化対策というものが計画されているのかもしれませんが、私は関与してございませんのでその中身についてはよく理解しておりません。しかし、新年度の当初予算においては、村が主体となって地域活性化を図るような特別な施策、例えて言えば、村に特有な資源の確保、あるいは加工販売、そういった戦略を打ち出すような施策がないように感じられます。公営住宅建設を地域活性化対策だというふうに村長は位置づけたわけですが、これは建設にかかわる業者にとっては経済的な貢献があると思います。しかしながら、活性化の根本的な問題というのは、活性化対策を行うことによ

って持続的に村民全体に就業の機会を提供し、それが所得の向上をもたらし、ひいてはそれが若者の定住につながるというような事業を誘導するように施策を組むのが本来の姿だと私は思うのであります。

このように私は考えるわけですがけれども、いわゆる箱もの建設だけではなくて、産業振興対策が基本だと私は考えておるわけですがけれども、新年度予算をつくったわけですがけれども、まず第1点、どのような産業振興対策に対して施政方針をとっていくのか、これについてお伺いします。

またもう一つは、蓬田村地域活性化研究会に対する補助金もございますし、その活動が先日ございました。新たな産業起こしという点ですごく努力されているというのをチラシから私は感じたわけがございますけれども、農業、漁業、林業、村長がよく言う1次産業、2次産業、3次産業、いわゆる6次産業の展開という形で既存の産業起こしについて専門家に依頼して外部から村が進むべき政策を提言していただいたかどうかと思うのでございますけれども、以上、2点についてお伺いしたいと思います。担当課長でも村長でも構いません、お願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 所信表明でも発言したとおり、これからは日本農業、あるいは漁業も非常に難しい時期に入ってきたと、こう思っております。TPP、FTA交渉なども今新聞で取沙汰されております。これは実際に協定を締結されるのかされないのか、我々はまだそこまでは定かではございませんけれども、いずれにしても、国際的に農業も漁業もその他の産業もグローバル化してきたことは確かであります。よって、それに対応した政策というものは市町村においてもやはり必要だと、このような観点から、先般の所信表明でも私は、これからは農地の集約、集積ですね、これをいかにやっていくか。それから農業法人化の問題、あるいは集落営農の活性化、あるいは組織化が非常に大事だと、このように考えておるわけでありまして、また、これらを整備していきながら、第1次、第2次、第3次の、つまり第6次産業化へやはり進めていかなければいけない。これは国、県も大いに奨励しているわけでありまして、決してこれは蓬田だけの問題ではなく全国的な問題であります。

また現在、企業誘致、あるいはそれに準ずるようなことはなかなか過疎地域ではむりだと。というのは、東南アジア、あるいは極東アジアにおいても非常に日本企業が活躍していると。つまり日本から出ていっているというような状況を見た場合に、それらが

こういう過疎地域に来てくれるかということは、私はこれからは期待はできないだろうと。よって、やはり先ほど言ったような、我々が農業、漁業の企業起こしをしていかなければいけない時代に入ったということは、これは確かなようであります。これらは国も県もそういう具合に我々に、市町村に支援しているわけであります。

それから、この住宅施策についてはいろいろ皆さんのご意見があるようでございますけれども、今3,300人を切った我が村の状況を見ますと、やはり村の人たちの定住化、そしてまた、近隣からの人口の増というものが何としても必要だと。というのは、やはり人口が減っていくということはもちろん村の地域の活性化がなくなるわけでありませけれども、それからもう一つは、保育園とか小中学校の子どもたちが少なくなっていると。これはまさしく高齢化率が高まっていくということでございますので、やはり人口増にするための人口の定住化、あるいは近隣からの増を、何としてもこれはやらなければいけない問題だと。幸い、蓬田村は青森に近いということで、その辺については地域とは条件が違いますので、私は意外と他の上磯地区よりも進むのではないかなというふうに考えております。

地域活性化研究会にいろいろなことが今提案されております。私は、まさしく蓬田村地域活性化の人たちの理論というのは本当に素晴らしいものがあるなというふうに思っております。また、ここには弘前大学の先生、あるいはまたNPO法人のさまざまな先生方、あるいはまたその他の講師の方々が来て勉強されているようでありますので、それらを参考していくと、特別にうちの方でそういう専門家を招聘して意見を聞く、こういうことは私は必要がないのではないかと。かえってそういう弘大とか青森大学とか、そういう方々の今までやってきている人たちの提案をやはり率直に聞きながら村の活性化に努めていった方が私はよいのではないかと、こう思っております。というのは、素晴らしい意見を我々に提案していただいておりますので、その辺は十分な活用をしていかなければいけないと、こう思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 今、村長が述べたとおり、やはりグローバル化というのは、これは避けて通れない。しかし、今の予算的な内容を見ますと、それに対する手当するものが全くない。それから、長期総合計画においてもどういう形で進んでいるのか、例えばアウトラインだけでも示してもらおうと。こういうふうにして今進んでいますよという部分が全くない。私たちが昔つくったような、そういうスタイルでいまだにまだつくって

いるわけですが、私が青森市の長期総合計画のパンフレットを見たときに、決定する前にやはりこういう部分についてという骨子を出したり紹介したりしています。やはりそういう部分を少し住民の方にも出していただくというのが情報として必要だと私は思うのであります。今、村長が言いましたように、地域活性化委員会の皆さんの知恵を拝借して振興を図るように努力すると、そういう趣旨の発言がございましたけれども、私は村という行政の単位、この単位でもってその計画を明らかにして、それに従って予算をとりながら実施していくと、これが私たちの基本ではないかというふうに私は思うのであります。

長期総合計画の策定に当たって、ぜひ有識者の意見、知識を活用するように、計画をつくってしまっても結構です、私はその知識を活用するような機会を持っていたきたいと思うのであります。そして、今問題となる、村長が言いましたような定住化の推進に当たって、長期総合計画の中において特別に項目を置いて、これに重点を置いて、今後10年なりの計画を組んでいただきたいと思うのですが、この辺についてはどのように考えますか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 非常に堅実な意見でよいことだと思います。

（テープNo.2 A面からB面へ）

○村長（古川正隆君） 先生方を呼んで、あるいはまた、この計画全般について指導を受けるということは非常によいことだと思います。それらについても我々が知っている先生方がたくさんおりますので、その辺についてこれからいろいろご教授を仰いでいきたいものだと、こう思っております。それにしても、蓬田村地域活性化にもそういう先生方はいっぱいいて提案もされておりますので、それらの意見もまた尊重していきたいものだなというふうに考えております。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そのようにこの問題についてはすごく範囲が広くて、具体論では話しにくいという部分があります。方向性としてそういうふうにぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次の問題に入ります。

物産館マルシェの今後の運営について伺います。

平成24年1月20日の議員例会月集會において、よもぎたアシスト株式会社が514万8,000円余りの損失が出たというので村が補助したいということで提案がございました。議会では、ただ赤字になったからこれを補てんするというのではなく、経営改善計画を策定するように要望いたしました。これを受けて1月31日経営改善計画の説明がなされたわけでありまして、これを臨時議会において補助することで議決をしたところでございます。しかし、この改善計画を見ますと、平成22年と比較して販売収入が15%減少するという見込みになっております。それが5年間の経営改善計画でございますが、同じ額で推移すると、15%で減額した額が5年間同じ額の販売収入でいきますというふうに計画されております。私の予想も外れるかもしれませんが、私が予想するのは、平成22年11月のバイパス開通後の数年間、ここもう1、2で大体その見込みというのはさらに大きく下がるのではないかと、大変心配しております。よもぎたアシスト株式会社の説明では、この赤字を出さないようにするためには、販売収入、手数料収入を上げることが方針とするという計画がございました。ところが、やはりバイパス開通に伴うマルシェの立地条件の悪化、それから他店舗の気質、現在も建てられてございます。販売が行き届かないものですから、仕入れ先が減少していると、こういうお話がありました。これを考えれば相当な経営努力が必要になる。入っている人もアシスト自身も相当な経営努力をする。コスト相当減少させなければ、これはもう運営できないだろうというふうには私は予想しています。したがって、経営努力だけでは多分限界があるだろうと。そうすれば、土地建物の所有及び管理が村でありますから、村が建設した当初の目標や運営内容というものをまず見直す。例えば、大きな話でいけば移転を考えると、現在の施設を多目的に使用するとか、こういった経営について検討するちょうどいい時期ではないかというふうには私は思うのですが、どのようにお考えですか。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） まさしくそのとおりでございまして、当初計画、マルシェを建設するときから、このバイパスが通った場合には非常に厳しくなるということで、マルシェについては小規模に、規模を縮小して建てた経緯もございます。こうなることはもう当然わかっていたわけでありまして。ただ、大分前からいろいろ社員、あるいはまた役員等で協議をしてきたわけでありましてけれども、今度はこの3月中に経営改善計画のための委員会をつくって、その中で審議をしていきたいと。というのは、関係者を実際入っ

ている人とか、あるいはまた実際携わっている人、あるいはそこに販売物を出している人とか、出品しているとか、いろいろな角度から参加していただいてどういう具合にやるかということ協議したいと、このように考えております。

また、今久慈議員がおっしゃったように、マルシェの移転も考えるべきではないかというような発言だと思いますけれども、この辺については非常に大きな問題でございます。いろいろこれからの、例えば加工センターの問題だとか、道の駅の問題とかと、そういう非常に大きな問題と重なりますので、これは慎重に皆さんと、条件がととのえばそういう方向にも行かざるを得ないのかなというふうに考えております。とりあえず、現状の改善についてはそういう委員会みたいなものをつくって、みんなで案を出して検討していきたいというふうに考えております。以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） ただいま村長から前向きに検討してできるだけ苦しまないように、村民の皆さんの役に立つようにというような、そういう趣旨の発言がございましたので、このマルシェの今後については終わりますけれども。

実はもう一つ、今、村長からお話がありましたように、関係者でいろいろ検討する委員会をつくるというお話がございました。私が手に入れた文書がございまして、これは3月3日付の文書でございます。よもぎたアシスト株式会社から、中に入居して店舗を構えている人に対する連絡の通知であります。緊急質問という内容にはなるのですが、私が少し読み上げたいと思います。

水道光熱費及び燃料費のご負担のお願い。拝啓云々。「さて、ご承知のとおり、よもぎた物産館マルシェよもぎたは今期決算で初めて赤字計上となりました。よもぎたアシスト株式会社でも経営改善を行うに当たり経費の見直しを指摘され、それに取り組むことになりました。つきましては、平成24年4月1日より電気料金、水道料金を今までとは異なり、貴店についてのご負担をお願いいたしたくお知らせ申し上げます。なお、冬期は暖房費として別途ご負担を願います。何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます」というのが3月3日に配られたそうでございます。これによりますと、アシストが赤字になったので、今まで取らなかった水道料と電気料、それから冬期間は暖房料を販売手数料のほかに徴収するという内容のものであります。ただ、内容は「お願い」という形でございます。1月31日のよもぎたアシストの私たちに対する経営改善の説明の

中では、販売収入、手数料収入をふやして営業を継続する、出荷者と話し合いの場を設けて意思の再確認をするというふうに説明がありました。この説明と、現在のこの文書とはちょっと内容が変わっております。さらに、この文書を出すに当たっては、当然村長が社長でございますから、村長もご存じで会社が決定したのではないかというふうに思うのでありますが、文章では「お願い」という表現をしておりますけれども、貸主が借主に契約内容を協議もせず、今までの内容を変更せずにこれをやるということは既成事実を積み上げて、これをそのままやっつけよう。要するに、借りている人に負担を迫るものだ、私はそういうふうに思います。この行為はもしかしたら、民法上の建物の使用貸借契約、もしくはお金を払っているのであれば賃貸借契約の違反という可能性があると思います。

村長から委員会をつくっているような形で話し合いをするというふうに言っておりますが、この文章の中身からいくと、アシスト株式会社の経営改善のために、そこに入っている借主のコストを上げさせると。ここの借主は売り上げが、先ほど申し上げたように激減しているわけです。その激減している店舗に赤字分を押しつけるというような結果になるのではないかと私は思うのであります。私は、これはアシストが生き残りをかけるのはわからないわけではないですけれども、運営に当たっては本末転倒ではないかというふうに思います。これは直ちに撤回すべきだというふうに思いますが、村長はこのことをご存じでしょうか、伺います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） もちろん、私の決済の上でそれは出しております。いろいろ改善計画はございます。今のままでいくと、これは近い将来、本当に近い将来たいへんなことになるだろうということで、そういうご負担もお願いをしたわけでありまして。やはり、この現状を、守っていくということになれば、やはりお互いに腹を痛めないとなかなか無理だろうと。そしてまた今、売り上げも大幅にダウンしておりますし、これから社員一丸となって売り上げをふやすようにも頑張っていくわけでありまして。現在、いっているわけでありまして。もちろん、ふろの入場者数もそういう具合にやっています。でも、なかなかの今の不景気の中では思うようにはいかないと。もちろん、物品についてもそういうことになっております。ですから、この辺は、今久慈議員がおっしゃるように、も難しい問題でありますので、先ほど言ったように、この経営改善計画で委員会をつくって、入っている皆さんにもお願いして、どういう方法がいいのか、これから十分に検

討してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） この通知文を私がいただいた方は、それらしきお話はあったけれども、全員でお話をしたという経緯はないそうであります。ぜひ、この文章を撤回していただいて、話し合った上でお互いが負担すると。それから契約も、今、指定管理者制度にのせた管理になっておりますので、その辺の内容、それから入居するに当たって使用対策ないしは賃貸借契約を結んでいると思うので、その内容について十分協議して、法律に違反しないような形でぜひ運営していただきたいというふうに思います。そこは要望しておきます。

もう一つ、私が言いたいのは、マルシェの施設の整備という件について伺いたいと思います。

マルシェの北側のラーメン屋さんの入り口の屋根の部分は何もかかっていませんけれども、南側はある業者さんというか、そこで店舗を構えている人がやったということでございます。やはり、管理運営が村ということであれば、出店者の意向でやってもいいよ、やればだめという考え方は、私はちょっとこれは無理があるというふうに思います。出店者からは同じように屋根をかければもっと建物の利用価値が上がると。ここに来た来店者の方も大変便利がいいというふうに言われており、私も実際に、昨年の秋口だと思いますが、担当課の方に行ってお話をしました。お話はしましたけれども、まだ実行はされておられません。やはり来店者のサービス、要するにお客がどんどん下がるということも考えれば、そこに行って快適な買い物、あるいは快適な食事をして帰るということが基本でありますので、この辺をもう一度再考願えないかということでございますけれども、お答え願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 亮君） お答えします。

北側の屋根については、床板の方も大分傷んでおります。屋根をかければ傷みも少ないわけですので、その辺、当初予算では見ていませんけれども、私の方で調査してまいりまして、次に備えたいというふうに考えてございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そのようにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから3番目は、公営住宅の建設戸数の決定についてお伺いをいたします。

今回も議員の皆さんが大変興味を持ちまして、その辺どうする、現在の建設戸数でいいのかということである質問があり、答弁をしていただきました。

私、議会広報を見ましたら、村長のこの工事建設戸数を決定するに当たって、当初は私が村長に選挙で当選した場合は60戸の建設の方向でというふうに議会広報に載っております。また、当時の総務課長からは、入居者の状況を見定めながら取り組んでいきたい。50戸の建設は決して多くないというふうな答弁はなされております。私はやはり直感的に多すぎるというふうに感じております。それは、宮本団地が30戸、新築住宅が50戸で80戸、80戸であれば少し無理があるのではないかとというふうに思うのでありますが、この建設戸数を決めるに当たってどういう決定根拠をもって50戸と決めたのかお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 現在の社会情勢を見ますと、だれでも簡単に家を建てられるような状況にはなっていないと思っております。そういう住宅困窮者の方、一人でも多くの方に今公営住宅を提供したいということでこの計画を進めてきたところでございます。50戸がよいのか、あるいは30戸がよいのかいろいろ議論があったと思いますが50戸の需要はあるものこの計画を進めてきたところでございます。高齢者の方々、あるいは子育ての世帯の若年層の方々の需要はあると思っております。50戸の建設は多すぎる数だとはちょっと今は思っておりません。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 50戸が多すぎるというふうに判断をしていないから今現在実施していると。これは私も理解できないわけではありません。しかし、直感的に私多すぎるのではないかとというふうに申し上げましたのは、青森市住宅の入居に関して私もある人についていきました。そしたら、10戸ぐらいの募集に対して30人ぐらい来ておりました。結果は特別入居基準該当者、例えば体が悪いとか高齢者であるとか、子どもがいるとか、そういった人たちには優先的に配分をしていましたが、残りの人は抽選でございました。我が村が、例えば今これから15、15、30戸、その後20戸で50戸を建てるに当たって、そういう状況にはなかなかならないだろうというふうに私は見ているわけですが、そうすると当然空き家が出ます。私が思うのは、先ほどの一般質問の中でも出ましたけれども、埋まらないときにはどうするのかということに対しては的確な答えは出てきませんでした。しかし、平成24年度の建設をすれば、その状況が明確になるというふうに

私は判断するわけです。これは仮の話でございますので、もし24年度のものが異常に低い入居者であったという場合は、私は建設の戸数を見直すべきだというふうに思うのであります。

そこで、私が聞きたいのは、平成24年度の建設計画はいつ完成して、いつ募集して入居が始まるのかということをもっと聞きたいのであります。その辺をよろしく願います。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） あくまでも予定ではございますけれども、24年の10月中旬ころまでには完成をさせたい、こう思っております。入居に関しましては、何とか年内には入居できるように計画してございます。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そうすると、年内に入居が大体決まれば、平成24年度に15戸建てて30戸になるわけですが、その30戸の利用状況というのはわかるわけですね。その時点でもし万が一という、きのう、答弁がございましたけれども、それが異常に低かったという場合は見直すということを考えられませんか。その辺はどうでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 私も昨日、万が一ということを言葉を使いました。確かに見直すことも、これも選択肢の一つだとは思いますが、まずは我々といいたしましても住宅の困窮者、この方々にやはり一人でも多くの方々に公営住宅を提供したいということで進めてきておりますので、まずは良好な居住環境を村内外にPRをして提供したい。そしてまた、一人でも多くの方々に入居していただくよう、まずは努力をしたい、こう思っております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 見直すという言葉は出なかったわけですが、その24年度年内の時点でだれが見てもこれは無理だというふうな、計画自体が無理だというふうに判断できる場合、やはり私たち議会が、これはもっと有効な形でやらないとむだな箱ものをたくさんつくってしまったということになると思いますので、私はそういうふうに考えておきたいというふうに思いますし、ここの場で表明しておきたいというふうに思います。

時間の都合もございまして、次に、教育関係について入らせていただきます。

学校におけるいじめと不登校の実態把握ということについてご質問いたします。

いじめについては、その実態が非常に難しく把握することが困難だとよく言われておりますし、なかなか表面化しません。表面化したときには重大な結果を招いたり、あるいは警察に事件として取り上げられたりというようなことになってございます。

3月2日の地元紙東奥日報にも夕刊に掲載されました。いじめに関する記事、その内容をこの場で少し紹介すれば、全国では前年比21%増の3,306件が学校でのいじめの対象になっていると。教育関係者であれば、当然これに神経をとがらしているというふうに思うのでありますが、我が村ではこういったいじめ、ないしは不登校は学校で発生していないのか、まずお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（八戸良幸君） それではお答えをいたします。

このいじめについてでございますけれども、小学校、中学校において現在のところいじめがないというような報告を受けております。小学校におきましては、年に4回ほど保護者の皆さんとの教育相談なりを開催をしております。また、子どもたちにもアンケートなりをとっております。これは小中学校とも行っているところでございます。その中において、学校の方からはいじめがないという報告を受けております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） 私がここで質問するというのは、本村においてもいじめがあつて学校に行けなくなっているのだという子どもがあるというお話を、1回だけではございません、何回か聞かされました。私自身もその不登校になったわけをうちに聞きに行くわけにもいかない。ところが、もしそれが事実であれば家族にとって大変ショックな事態であるわけです。個人のプライバシーなど、そういったことを考えればなかなか議員個人で調査できるようなものではありません。

それでは、実際、不登校というのは我が村の小・中ではないのか、ここについてちょっとお伺いをしたいと思います。不登校が例えば発生しているというふうに私は聞いておりますけれども、どのくらいあつて、学校教育委員会ではどういう対応をしているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（八戸良幸君） 不登校、あるいは不登校気味という生徒は何人かは見られるという報告を受けてございます。しかし、これはいじめに関して不登校、不登校気味にな

ってということではないと。いろいろ社会情勢の多様化する中でいろんな精神面、あるいは情緒面で学校に行けない、行きづらい、そういう生徒が何人かはおるという報告を受けております。これらの生徒に対しては家庭訪問、あるいはまた保護者との面談、場合によっては教育機関に相談をしてカウンセリングを受けるというような対応をさせていただきます。詳しい中身につきましては、個人のプライバシーにかかわることですので内容を差し控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） プライバシーに関する問題もございますので、私も余りこの問題はやりたくないんですが、発生すれば非常に不幸な結果を生むと。村にとっても非常にマイナスの人材育成、若者の育成の関係から見ると非常に問題あるというふうに思いますので、平成24年度の当初予算においては人権擁護の立場から人権擁護員の皆さんが積極的に活動予算をもって学校で映画上映をやったり、タオルを配布ですか、というふうな説明をしております。みんな一生懸命それをなくしようと頑張っているわけです。やはり村もそういう事態が発生しないように、教育委員会、学校、それから家庭、それから地域、これらのが一丸となって連携するように、私は今さら遅いのかなというふうに思うのでありますが、いつから始めてもこれは大切なことでありますから、何らかの対策をとった方がいいのではないかとこのように、例えば相談体制等を学校でとっているんでしょうけれども、やはり地域とか家庭のそういう相談体制というか、情報というか、そういったものにも対応していただければと私は思うのでありますが、どのように考えますか。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（八戸良幸君） もちろん、教育委員の中でも十分議論もしてございますし、また場合によっては民生委員、児童委員の方にもいろいろ情報提供なりもしてございます。いずれにいたしましても、学校、そして保護者、教育行政、あるいは地域一体となって子どもたちの不登校、あるいはそういういじめ等に対処していきたいと。そういうことがないように今後も努力してまいりたいというふうに思っています。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） そういう形でぜひ進めていただきたいと私は思うのであります。

次に、中学校の部活動の問題について少しだけ伺います。

中学校の部活動では、先生の献身的な努力というのが大変私どもも敬意を表している

わけです。この大変先生方が苦勞していることに対して、生徒一人一人の家庭というのはすべて先生の言うとおりにこたえられないというふうな実情になっております。具体的に申し上げれば、やはり父兄の皆さんが皆同じ条件で働いて生活しているわけではないわけでありますので、特に休日の練習試合のための引率や、あるいは練習試合に行つてそれを迎えに行くなどということについては非常に困難を伴うということがあるわけであります。

昨年の学校の行事、あるいは部活動の状況からそのような父兄負担を伴うような状況、事例というのはあったのかどうかお知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（八戸良幸君） 子どもたちの部活でございますけれども、冠のつく大会、これについては役場のスクールバスで対応してございます。その他の練習試合につきましては、保護者の方々がたくさん応援に行っている、そのかいもあつて非常にいい成績を残しているというようなこともあります。その際、保護者の皆さんが連携をとりながら子どもたちの送迎に当たっているというふう聞いております。そういうことで、特段苦情なりも聞いておりませんし、まずはその際、送迎に当たっては部活後援会というのを経費の中からガソリン代その車を出した方々にガソリン代を補助しているというふうになっているそうでございます。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） この問題については新しく出てきたという、そういう問題でもありませんで、実は私もPTAであった時代、15年以上になりますけれども、かなりそういう送り迎えをしたという記憶はございます。

私が提案したいというのは、やはりいろんな学校、練習試合であってもいろんなそういう場に行きますと、よその町村では〇〇教育委員会という名前の入った車両が生徒を乗せていきます。そういう活動を一生懸命やっているのかどうかは私はわかりませんが、私たちの村もバスが用意できないというのであれば、村自体、村当局自体も協力してできるだけ父兄負担を少なくしていくような方向で検討できないものかというふうに私は思うのでありますけれども、これについて行政側の方はいかがお考えでしょうか。

○議長（木村 修君） 教育長。

○教育長（八戸良幸君） この部活動につきましては、保護者はもちろん一生懸命でござ

います。また、村の方々からたくさんのお賛助金、額にして70、80万円という賛助金もいただいております。ですから、そういうものを十分活用しながら、そして村の人たちの応援、支援に十分こたえていくと。そのためにも保護者の方々もある程度の責任をもって子どもたちの送迎に当たったり、応援に出かけるということが大事ではないかというふうに思います。できる限り自分たちでやれるものは自分たちでやっていくということで今後も保護者の皆様方をお願いをしまいたいというふうに考えております。

○1番（久慈修一君） わかりました。そうすると、今のご答弁からいくと、やはり父兄負担を伴うものはきちんと自分たちでやってくださいというふうに聞こえるわけですので、私はそれ以上は申し上げたくはございませんので、この問題は終わります。

最後の問題ですけれども、生涯学習関連の計画という点でお伺いいたします。

生涯学習、生涯教育というのは村民が各世代、年代、この時代に人生を充実させるという意味では、ぜひこれは欠かせないものであるというふうに考えております。蓬田村における地域教育力の向上という点から見ても、例えばことし事業を実施したからすぐ効果が出るというものではありません。よく言われますように、教育は百年の大計というふうにあります。しかしながら、平成24年度の当初予算から、この生涯学習、社会教育事業を捨てるということになるとほとんどないに等しいというふうに私は思うのであります。

昔は生涯学習の関係予算というのを本予算、全部の予算の1%運動と申しまして、1%計上を目標にして計上して活動しましょうというふうにして運動しました。まさに、これは継続は力なりというような方針であります。本村ではこういう事態というか、予算を組めないというような内容かなというふうに私は思うのでありますけれども、どのようにお考えか。また、これに関して、生涯学習、社会教育に関して計画はあるのかなのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 生涯学習のことについてお答えします。

生涯学習といいますと、どうしても予算上細かくなるんですけれども、細かいところを少し説明します。

公民館事業では、書道教室とか陶芸教室とかパッチワークとか、これは継続してやっております。それから社会教育関係では、文化協会に少ない補助金を出して陶芸会とか玉松太鼓保存会とか、自主的に活動している。教育委員会では側面から、会場であ

るとか、予算であるとか交通であるとか、そういう面では支援はしております。

あと、予算的に平成24年度に新たに盛った予算というのは、各自治会長は各分館の館長でもあります。その中で社会教育委員も兼任してもらっているんですが、その中から各分館の管理運営だけでも自治会費で運営してもらおうのは大変だと。それで、何とかの教室とか、講座とか、そういうものを開く場合、教育委員会で何とか講師の謝金ぐらいは出せないものかという相談がありました。それで、今回の24年度の予算には、生涯学習事業というところに、今まで削減されて2万円しかなかったんですけども、新たにプラスして3万円、計5万円の講師謝金を盛ることができております。これを公民館、分館長にまた事業の説明をしますので、何か学びたいとか知りたいとか、教養、そういうものであったらこちらの方に相談していただければ、5,000円とかの謝金になると思うんですが、そういう謝金は工面しておりますということを説明しながらやっていきたいと思っています。

あと、生涯学習という、みずから学ぶということ言えば図書もあるんです。それで、光をそそぐ交付金という中で、昨年度100冊ほど図書コーナーに本も入れております。また、県と青森市の案が、県や市立図書館も共通利用券というものを当教育委員会の方でも発行できますので、そちらの利用もできます。それから県立図書館はもちろんです。そういうこともありますので、そういう情報提供と、それからPRを今後も村民に、住民にもっと提供していかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） いろいろ苦心はしているというふうにご説明いただいたと思います。

最後に、社会教育、あるいは生涯学習に対して補助事業が今は全くないのかどうか。

それともう一つ。いろいろ苦心してやっているんですが、計画全体をはっきりさせないと、担当者ないしは事務職員だけが苦しんで、結果的には何も残らなかったということがありますので、計画づくりというものをもう少しきちんと住民にわかるように、住民にも協力してもらえような、そういった生涯学習計画、あるいは社会教育計画というものをつくっていただきたいと思います。最後に、国、県の補助事業があるのかなのかお伺いします。

○議長（木村 修君） 教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 国、県の補助金は、ここ10年来生涯学習の事業はございませ

ん。いわゆる大人の教育に関しての補助金、委託金というのは事業が丸つきりなくなりました。それから、10年ほど前から不審者が学校を訪れて子どもを傷つけるとか、それから子ども自体ニートとか、おたく、家から出ないとか、そういうものがありまして、その対策として、子どもたちにもっと体験させる自然活動とか、痛い、かゆい、熱い、そういうものを体験させますよということで、そういう事業は委託事業でありました。それを100万円から200万円の年度で繰り返してやってきたんですけれども、さすがに2年、3年ぐらい前から行政刷新会議、事業仕分けの中に家庭教育とかも事業が入りまして、ほとんど今はそういう委託事業、補助事業がなくなっております。あるものも30万円足らずの委託事業で今どうにかまた展開しているという状況で、大人の学習に関しては丸つきりなくなりました。民間のカルチャーセンターとか、そういうところの整備がされたというところもあると思います。以上です。

○議長（木村 修君） 久慈修一君。

○1番（久慈修一君） いろいろとこれも苦心が多いわけであろうと推測するわけですが、ぜひ生涯学習、生涯教育の以前につくった計画なども見直しして、村民それぞれが、自分たちがこうしたいという場合には、その教育の方針に従って受講できるように何とかやって、いきいきとした活力ある村づくりにぜひ社会教育も貢献していただきたいというふうに要望して質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木村 修君） これで、1番久慈修一君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 3番 森 弘美議員

○仮議長（坂本 豊君） 日程第4、3番森 弘美君の質問を許します。森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 私の方から二つ質問というか、伺います。

まず一つ目に、グリーントウンの団地及び新しい村営住宅の自治会の設立のスケジュールについて伺います。

今回、入居募集のチラシが来たんですけれども、自治会の管理については何ら明示されていないんですけれども、村としてはどう考えているのか聞きたいです。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） お答えいたします。

まず、現在、グリーントウンよもぎたに住んでいる方々は阿弥陀川自治会に入ってご

ざいます。それからあと、現在建設を進めております（仮称）阿弥陀川団地につきましては、現在建設を進めている15戸に対する入居予定が6月というふうに予定されております。したがって、これからだんだん入居される方がふえてきますので、自治会はやはりつくる必要はあるかと思えます。ただ、昨年11月24日に行政懇談会が開かれました。その中で、阿弥陀川自治会からの方では、要望として現在建設を進めている阿弥陀川団地の方々につきましては阿弥陀川自治会では受け入れはできないと。できるだけその団地の中で自治会をつくってほしいという要望が出ておりますので、当然それはそのことを踏まえて、阿弥陀川団地の中で自治体をつくっていく必要があるのではないかと考えております。具体的には、自治会をつくる際にも当然会費並びに会長、それから会計とか、そういう役員を決めて運営していく必要もございまして、現在、何月何日とか設立時期までは言いませんけれども、入居者と話し合いをして具体的に詰めていく、それも早めに詰めていく必要があるというふうに考えてございまして、以上でございます。

○仮議長（坂本 豊君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今、総務課長の答弁があったんですけども、早目にとということですけども、できるだけ早く何らかのアクションを起こしてもらいたいと思えます。

もう一つ質問ですけども、雪捨場なんですけれども、年々高齢化が進み、離農者トラクターなりトラックなり、手放しで雪捨場に雪を持っていけない、これは阿弥陀川だけではなく村内全部かと思うんですけども、各地区に雪捨場を設けられないか。何箇所ではないんですけども、数カ所に設定した場合に雪の処理にも対応する除雪機械の設置も必要になると思われましてけれども、現在の村所有の機械を効率的に活用するとすれば、除雪体制の見直しも要るかと思うんですけども、その辺設立についてはどう考えていますか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） ことは大変な大雪で皆さんも大変ご苦労したと思えます。

公設の雪捨場を設置する、これはやはり事故防止の対策の面からもかなり困難ではないかなと思っておりますが、前にも久慈議員からのご指摘がありまして、私もいろいろ現場を見て歩きました。今回の雪は大雪で大変ご老人の方々も、あるいは若い人たちも全般的にこの除雪には大変ご苦労した。また、除雪隊も相当ご苦労したということでございます。

それで、今回の大雪を教訓に、今、議員が言われましたように、各地区に雪捨場を設

置というのは本当に一番よいのかなとは思っているんですけども、なかなかそういう適当な場所が私が見たときもなかなか現場を発見できなかったのが実情です。我々隊員も時間があれば除雪後の状況をパトロールしておるんですけども、時間帯によっては、やはり除雪を片づけた後、確認しておりますので、今後、議員の皆さん初め、いろんな方々からの情報を得て、どこにどういうふうな投げ捨てれる場所が確保できるのか、やはりそういう情報もいただいて、今回の大雪を教訓に調査しながら、やはりこの件に対しましては前向きにまた考えていきたいと思っております。

また、除雪体制ですけども、現在は人数は6人いるんですけども、この辺対応できる機械もそれぐらいしかありませんので、小さいのはリースでやっていますけれども、フル活用して長科川付近の小さい道路とか、いろいろフル活用して除雪しております。除雪も老人の方々も大変でいろいろ、苦情よりも要望は来ておりますので、この辺につきましては、今はもう雪がそろそろ消えると思いますので、こちらといたしましても除雪隊をと協議をして、やはりそういう場所の確保に向けて前向きに考えていきたいと、こう思っておりますので、調査させていただきますのでちょっと時間をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○仮議長（坂本 豊君） 森 弘美君。

○3番（森 弘美君） 今、担当者の柿崎課長から答弁があったんだけど、村内数カ所に雪捨て場における前向きな考えということで、非常にこれで村内の住民も喜ぶだろうと思います。

それでは、最後に私の方から二つ要望というか、お願いがあります。

ことしは例年になく大雪になったためか、消防用通路が、特に生活道路においても雪を行為に捨てる例があったため、車の通行に支障を来したという話を聞きました。また、消防通路においては常に確保されていなければならないので、住民にいろんなことで周知徹底を図ってほしい。

またもう一つは、ひとり暮らし世帯の除雪隊が特定の人たちが従事し、広く採用にされるのが少なかったと聞いている。今後、村では雇用するに当たって平等性に配慮して実施してほしいと思っています。以上です。

○議長（木村 修君） これで、3番森 弘美君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後0時09分 散会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員